

地方自治体の新たな臨時・非常勤職員制度

「会計年度任用職員制度」が令和2年度からスタートします

地方自治体で働く臨時・非常勤職員の適正な任用を確保するため、地方公務員法及び地方自治法が改正され、新たに「会計年度任用職員制度」が創設されました。

白鷹町の臨時・非常勤職員においても、これまで「日々雇用職員」や「嘱託職員」として業務に従事いただいておりますが、令和2年4月1日以降は、すべて「会計年度任用職員」として業務に従事していただくこととなります。

会計年度任用職員制度の主なポイント

- ①任期は、最大で1会計年度内（4月～翌年3月まで）となります。（再度の任用も可能）
- ②任用は、選考（書類選考又は面接等）により行います。
- ③次のようなサービスの適用が地方公務員法で明確に規定されました。
 - ・秘密を守る義務
 - ・政治的行為の制限 など
- ④給与や勤務条件については、地方公務員法の「職務給の原則」「国等との均衡の原則」などが常勤職員と同様に適用されます。
 - ・給料は、その職務の困難度や責任等に基づき、学歴や経験年数を考慮した上で決定されます。（職種ごとに一定の上限があります。）
 - ・手当は、これまでの時間外勤務手当や通勤手当等に加え、新たに期末手当（支給月数は任期に応じて最大で給料月額 \times 2.6か月分/年）が支給されます。
 - ・休暇については、これまでの年次有給休暇や忌引休暇等に加え、夏季休暇（有給）や育児・介護関係の休暇（無給）等が新設されます。（任期や勤務時間等による要件があります。）
- ⑤人事評価の対象となります。

※選考については、これまでどおり、事前に登録いただいた方を対象に実施します。

なお、登録の募集は、広報しらたか1月号及び町ホームページでお知らせします。

※具体的な勤務条件については、募集時に掲載します。

【問い合わせ】 総務課総務係 ☎ 85-6120

風しん抗体検査・予防接種クーポン券の 有効期限は令和2年3月31日までです！

今年度から令和4年3月31日までの3年間に限り、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、風しんの抗体検査と定期接種（国で定める予防接種）の対象となります。対象となった方は、今まで公的な予防接種の機会がなく、風しんの抗体が低い可能性があります。風しんは、成人がかかると症状が重くなることがあります。また、妊娠初期の妊婦さんが感染すると、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがあり、社会全体で風しん予防に取り組む必要があります。検査や接種費用は無料ですのでこの機会に受けましょう。

【令和元年度クーポン券交付対象者】 昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

※対象者の方には4月にクーポン券を送付しております。有効期限は令和2年3月31日までです。

※昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性には来年度以降案内予定ですが、早めに受けたい場合にはクーポン券を交付しますので健康推進係までお問い合わせください。

【問い合わせ】 健康福祉課健康推進係 ☎ 86-0210

おいしい近場で「はじめまして」事業
「古民家と
珈琲と私と」

日時 令和2年1月18日(土)14時~17時(受付13時半)

場所 353 KUROGOMO(白鷹町黒鴨353)

対象者 概ね25歳~40歳代の独身男女 計15名

参加費 男女ともに3,000円

申込先 白鷹町婚活サポート委員会(白鷹町健康福祉課内)

☎ 0238-86-0212 ※土日祝日、12/30~1/3は受付できません。

MAIL konkatu@so.town.shirataka.yamagata.jp

申込期限 令和元年1月10日(金)

ゆったりした古民家カフェで、マスターと一緒に、自分を見つめなおす時間を過ごしてみませんか。これからどんな暮らしをしたいのか…、どんな人になりたいのか…。

見つめなおした後は、自慢のコーヒーとスイーツを楽しみ、最後は焚火を囲んでリラックスしましょう。

おいしい近場で

「はじめまして」事業とは

独身者の方を対象に町内飲食店と白鷹町婚活サポート委員会が協力し、出会いの場を提供するイベントです。

ぜひ、お友達とご一緒にご参加ください。

